

令和7年10月8日

農政部 蚕糸特産課 鳥獣害対策係

電話：027-226-3090 内線：3090

甘楽町及び片品村産ジビエ（シカ肉）の出荷開始について

群馬県内で捕獲された野生鳥獣肉に係る出荷制限については、一部解除※¹されています。

この度、片品村及び甘楽町が出荷制限解除の対象地域に追加され、9月26日に甘楽町産、10月7日に片品村産のシカ肉がそれぞれ食用として初めて出荷されました。

これにより、県内でジビエ利活用に取り組む市町村は、7市町村（高崎市、安中市、甘楽町、南牧村、片品村、桐生市、みどり市）となりました。

○出荷日

甘楽町産 令和7年9月26日（金）

片品村産 令和7年10月7日（火）

※それぞれジビエ（シカ肉）として、初めての出荷

○これまでの経過

令和5年8月18日：県内で捕獲された野生鳥獣肉（シカ肉）に係る出荷制限の一部解除

対象施設：株式会社箕輪フーズ（高崎市箕郷町上芝 280-8）

対象地域：高崎市、みどり市

令和7年1月17日：（株）箕輪フーズに搬入できる対象地域に桐生市を追加

4月 1日：（株）箕輪フーズに搬入できる対象地域に安中市を追加

7月 1日：出荷可能な施設の追加

対象施設：ナンモクジビエ（甘楽郡南牧村大字檜沢 476-2）

対象地域：南牧村

8月18日：（株）箕輪フーズに搬入できる対象地域に片品村を追加

9月 1日：（株）箕輪フーズに搬入できる対象地域に甘楽町を追加

○シカ肉の利用方法

食用またはペットフード用として、県内外の飲食店や加工施設に出荷されます。

※1 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が、令和5年8月18日に一部解除となり、県が定めた「出荷・検査方針」に基づき、対象施設において取扱うシカについて、全頭検査を行うことで、基準値を下回ったものを出荷することが可能となった。なお、取り扱うシカは有害捕獲（農作物等の被害防止を目的に鳥獣保護管理法に基づく許可を受けて行う鳥獣の捕獲）した個体に限る。